

## 令和2年度気候変動に係る学習用教材等作成業務委託仕様書

### 1 目的

次世代を担う若年層を中心に、県民の気候変動の認知度向上を図るため、高等学校の授業等での活用を想定した学習用教材等を作成することで、高校生や教員等が気候変動に関して学習しやすい環境を構築する。

### 2 委託期間

契約締結日（令和2年7月予定）から令和3年1月29日（金）

### 3 委託の内容

気候変動について、高校生の興味や関心を喚起し、自分事としてとらえてもらえるわかりやすい映像教材3本と、理解を助ける資料等をウェブ上にまとめた補助教材を作成するとともに、これら教材の活用マニュアルを作成する。

#### (1) 気候変動に関する映像教材の作成

気候変動について、高校生の興味や関心を喚起し、自分事としてとらえてもらえるわかりやすい映像教材を3本作成する。

##### ア 映像教材に求めること

- 気候変動の現状と問題点について、高校生が正しく理解でき、わかりやすい構成であること。
- 映像教材は、気候変動を学ぶための導入として位置づけ、視聴後に自ら詳しく調べたり、考えたりする意欲を喚起する、広がりや応用の余地を持った内容とすること。
- 高等学校において、主体的・対話的で深い学び（アクティブラーニング）の視点を取り入れた授業で活用できる映像とすること。（映像教材のみで完結してしまう知識を詰め込む内容や特定の授業でしか使えない汎用性のない内容としないこと。）
- 高校生が思わず視聴してみたいくなる映像タイトル及びサムネイル（映像のトップカット）であること。

##### イ 映像教材の作成要件

###### (ア) 共通要件

映像教材3本は、次の要件を満たすこと。

- 映像教材は、1本当たり3分程度とすること。
- 気候変動の影響や適応策の事例紹介等の場面においては、持続可能な開発目標（SDGs）との関連がわかるようにすること。
- 3本すべての映像教材について、ナレーション（補足説明）及び字幕を日本語及び英語で付加すること。なお、英語のナレーションは、高等学校での使用が可能な語彙及び文法を使用すること。

- 必要であれば、県内の関係者等へのヒアリングやインタビューを行い、映像に活用すること。
- 映像教材のデータは、メディアプレーヤーでの再生や YouTube での映像配信に適した形式及び汎用の DVD プレーヤーでの再生に適した形式の両方で作成すること。

#### (イ) 映像教材 1 の要件

映像教材 1 には、気候変動の基礎知識として次の事項を盛り込むこと。

- 温室効果ガスの増加により気候変動が起こり、今後その影響が大きくなっていくこと。
- 現在及び将来における気候変動の影響について、世界での事例と身の周りで実感できる事例。
- 気候変動に対応するための 2 つの対策（緩和策と適応策）の概要とその取組事例（取組事例には、神奈川県内のものを多く取り入れること）。

#### (ウ) 映像教材 2 の要件

映像教材 2 は、気候変動によって引き起こされる動植物への影響を主題とした映像として、次の事項を盛り込むこと。

- (イ) による映像教材 1 のダイジェスト版を入れる等、映像教材 2 単独で視聴しても気候変動の概略がわかるように工夫すること。
- 現状と将来における動植物への気候変動の影響について、事例を交えた概要の説明・紹介。
- 神奈川県内における動植物への気候変動の影響と適応策の具体例。

#### (エ) 映像教材 3 の要件

映像教材 3 は、台風等の自然災害に関する気候変動の影響を主題とした映像として、次の事項を盛り込むこと。

- (イ) による映像教材 1 のダイジェスト版を入れる等、映像教材 3 を単独で視聴しても気候変動の概略がわかるように工夫すること。
- 気候変動によって引き起こされる自然災害への影響について、現状と将来の予測に関する事例を交えた概要の紹介。
- 神奈川県における自然災害に対する適応策の具体例

### ウ 映像教材作成に当たっての留意事項

- (ア) 映像教材の作成に当たっては、発注者及び神奈川県教育委員会（高校教育課）との打合せを綿密に行い、映像教材の内容を決定すること。
- (イ) 作成した映像教材は、神奈川県のホームページや YouTube チャンネル「かなちゃん TV」などのインターネットによる配信及び DVD の貸し出しにより、公開するものとし、修正や更新が行われるまでの間、公開を継続する。
- (ウ) 映像教材にタレントやモデル等を使用する場合、納入後、発注者が映像教材の修正、更新又は二次利用を行う際、映像教材への出演に関する契約等に対して、発注者は、追加の負担を負わないものとする。
- (エ) 作成する映像教材の統計データやグラフ等については、完成後の発注者

による修正や更新が容易となるよう配慮すること。

(オ)映像教材の作成にあたり実施した取材等で発生する謝金等の費用は、受注者の負担によるものとする。

(カ)映像教材には、代替コンテンツ又は音声ガイドを添付すること。(JIS X8341-3:2016(高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ) 1.2.3 音声解説又はメディアに対する代替(収録済)の達成基準に適合すること。)

## (2) 補助教材(ウェブ資料集等)の作成

高等学校の授業等において、気候変動に関する理解を助けるため、気候変動に関する補助的な資料(グラフやデータ及び平易な解説等)や(1)で作成した映像教材を搭載するウェブページを作成する。

### ア 補助教材に求めること

- PC及びモバイル端末(スマートフォンなど)のいずれの閲覧環境においても、視認しやすく、高校生の興味を惹くデザインであること。
- 気候変動に関して知識の浅い高校生でも、必要とする情報に容易に到達できる構成とすること。

### イ 補助教材の作成要件

補助教材は、次の要件を満たすこと。なお、その他、技術的な要件等の詳細は、特記仕様書によること。

(ア)ウェブページの構成は、別紙コンテンツ構成例を参考として作成することとし、詳細は、発注者との協議により決定すること。なお、納品後、発注者によるコンテンツの追加が容易となるように、配慮すること。

(イ)(1)で作成した映像教材をウェブページから視聴することが可能であること。

(ウ)グラフや表及び簡単な説明など、発注者が提供する次のコンテンツを掲載すること。グラフについては、読み上げソフトにおいても内容を理解できるように、埋込要素などを用いて作成すること。なお、発注者が提供するグラフのうち、Microsoft Excelファイル(xlsx形式)で提供するものは、全体のデザインに合うように、修正したうえで、画像ファイル(png形式又はjpg形式)をウェブページに使用することとする。

- 気候変動に関する概要(気候変動の現状と未来、緩和と適応、取組や対策など)
- 温室効果ガスの排出状況(温室効果ガスの種類や特徴、大気中の濃度及び排出量の推移など)
- 気候変動に関する取組(これまでの国際的な取組の概要、主要国の温室効果ガス削減目標、日本の長期戦略の概要など)
- 緩和策の取組事例
- 気候変動影響と将来予測(平均気温、降水量、海面水位などに関するこれまでの変化と将来予測など)

- 各分野の気候変動影響と適応策の事例
- (エ)発注者が指定する気候変動に関する組織や報告書（IPCC 報告書、パリ協定等）が掲載されている外部のページに関して、リンク集を構築すること。
- (オ)その他次項で作成する活用マニュアルに含まれる補助資料等を搭載すること。

### **(3)映像教材等の活用マニュアルの作成**

(1)の映像教材と(2)の補助教材について、高等学校における授業を想定した活用マニュアルを作成する。活用マニュアルは、(1)の映像教材1本ごとに作成し、授業を円滑に進めるための補助資料（ワークシート等）を加えるなどの工夫をすること。なお、補助資料を作成した場合は、(2)のウェブページに掲載すること。

## **4 協議**

受注者は、業務等を適正かつ円滑に実施するため、発注者と常に綿密な連絡をとり、十分な協議を行うこと。

なお、受注者は、映像教材のシナリオ作成、映像教材の編集及び活用マニュアルの作成の作業などに当たっては、発注者及び神奈川県教育委員会（高校教育課）との打合せを3回以上設けることとし、業務の内容を調整する。打合せには必要に応じて、発注者の指定する有識者が出席することとする。この場合、有識者への謝礼は、発注者が負担する。

## **5 業務スケジュールについて**

受注者は、受注後速やかに発注者と協議の上で、業務スケジュール表を作成し、発注者に提出すること。また、受注者は、この業務スケジュール表に沿って適切に業務の進捗管理を行うこと。

## **6 発注者への報告及び成果物の納品**

業務の執行状況の報告及び成果物については、特に指定のない限り委託期日までにそれぞれ発注者へ提出すること。なお、文書により作成されるものについては、印刷物及び電子データにより納品すること。

### **(1)実施状況報告書**

毎月、翌月10日まで（1月分については、令和3年1月29日まで）に提出すること。記載内容は次のとおりとする。

ア 映像教材等作成の進捗状況

イ 映像教材等作成に当たって生じた問題点とその対応

### **(2)業務完了報告書**

記載内容は次のとおりとする。

映像教材等各制作物の概要

### (3) 成果物

次のアからエに掲げるものを提出する。

- ア 本仕様書 3 (1) 映像教材 3 本の電子データを格納した記録媒体 (DVD-R 等) 2 式
- イ 本仕様書 3 (1) 映像教材 3 本について、汎用の DVD プレーヤーで再生可能な形式で保存された DVD 5 式
- ウ 本仕様書 3 (2) 補助教材 (ウェブ資料集等) について次に掲げるものの電子データを格納した記録媒体 (DVD-R 等) 2 式及び印刷物 1 部。
  - (ア) ウェブページの電子データ
  - (イ) 掲載するグラフの画像ファイルのもととなる Microsoft Excel ファイル
  - (ウ) ウェブページの階層構造を記載した説明書
  - (エ) 特記仕様書 3 に基づく運営マニュアル
  - (オ) 特記仕様書 4 (2) に基づく JIS 規格に基づく試験結果報告書
  - (カ) その他、発注者が指示したもの
- エ 本仕様書 3 (3) 映像教材等の活用マニュアルについて、電子データを格納した記録媒体 (DVD-R 等) 2 式及び印刷物 2 部

### (4) 納品場所

神奈川県環境科学センター環境情報部環境活動推進課

## 7 完成検査等

委託事業が完了したときには、業務完了報告書を提出し、発注者の指示による検査を受けなければならない。検査の結果、委託業務の趣旨に照らし、発注者が、修正が必要と判断した場合には、速やかに修正しなければならない。

## 8 著作権

### (1) 著作権の帰属等

- ア 受注者がこの業務を履行する以前から権利を有している著作物の著作権は、受注者に留保されるものとする。
- イ 本業務により新たに生じた著作物の著作権 (著作権法 (昭和 45 年法律第 48 号) 第 21 条 (複製権) から第 27 条 (翻訳権、翻案権等) 及び第 28 条 (二次的著作物の利用に関する原作者の権利) までに規定するすべての権利) については、発注者に帰属するものとし、発注者は著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号の規定に基づく改変、著作権法 47 条の 3 の規定に基づく複製、翻案を行うことができるものとする。

### (2) 著作者人格権の不行使

受注者は、発注者の書面による事前の同意を得なければ著作権法 18 条 (公表権) 及び第 19 条 (指名表示権) を行使することができない。

### (3) 成果物の任意の改変等

発注者は、著作権法 20 条 (同一性保持権) 第 2 項第 3 号又は第 4 号に該

当しない場合においても、その使用のために、成果物として指定している物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表できるものとする。

**(4) 第三者が権利を有する著作物**

納入された成果物に第三者が権利を有している著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれている場合は、発注者が特に使用を指示した場合を除き、受注者の責任と負担において、当該既存著作物の使用承諾契約に係る一切の手続きを行うこと。

**(5) 第三者との紛争処理**

本契約に基づく作業及び成果物に関して、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、受注者の責任と負担において一切を処理すること。

**9 その他特記事項**

- (1) 業務の遂行に関し、事業に必要な能力と経験を有するものを業務責任者に定めること。
- (2) 本事業は原則として再委託できない。ただし、発注者が認める場合、必要に応じて再委託ができる。
- (3) 業務の遂行に当たり疑義が生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、発注者及び受注者で協議の上、決定する。
- (4) 業務の遂行で知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。なお、業務終了後にあっても同様とする。

## コンテンツ構成例

		トップページ		
発注者サーバー	気候変動に係る学習ページ	第1階層	第2階層	ページ数 目安
		気候変動とは	気候変動の現状と未来、緩和と適応、各国の温室効果ガス削減目標、気候変動の影響及び適応策など	10
		学習資料	映像教材1	1
			映像教材2	1
			映像教材3	1
			活用マニュアル	3
		ウェブ資料集	温室効果ガスの排出状況、気候変動に関する取組、緩和策の取組事例、気候変動影響と将来予測、各分野の気候変動影響と適応策の事例など	80
		リンク	県関係機関リンク集 (県適応C、県試験研究機関等)	1
国関係機関リンク集 (国適応C、関連省庁等)	1			
その他外部機関リンク集 (IPCC, 大学、研究機関等)	1			

※日本における気候変動による影響に関する評価報告書における7分野「農業・林業・水産業」、「水環境・水資源」、「自然生態系」、「自然災害・沿岸域」、「健康」、「産業・経済活動」、「国民生活・都市生活」

## 令和2年度気候変動に係る学習用教材等作成業務委託特記仕様書

### 1 本特記仕様書について

本特記仕様書は、令和2年度気候変動に係る学習用教材等作成業務委託仕様書3(2)の補助教材(ウェブ資料集)の作成における個別の要件を示す。

### 2 ページの構築

#### (1) デザイン

- ・ 神奈川県が運営するページであることが分かるように、神奈川県公式ウェブサイト(<https://www.pref.kanagawa.jp/>)へのリンクと、画像(KIデザイン又は公式バナーリンク)をトップページ内に配置すること。また、県公式Webサイトと共通のフッターを使用すること。
- ・ 県が運用するページであることを示すため、サイトポリシーのページを設け、各ページの下部に、運営主体(「神奈川県気候変動適応センター(環境科学センター環境情報部環境活動推進課)」)、県が指定する問い合わせ先の情報ページ、サイトポリシーページへのリンクを設けること。

#### (2) 閲覧環境

PC及びモバイル端末(スマートフォンなど)で閲覧しやすいページとすること。

#### (3) 公開及び納入等

ウェブページの公開は、納品された電子ファイル等を発注者が県サーバー(<https://www.pref.kanagawa.jp/>)にアップロードすることにより行う。受注者は完成したページ案から順次提出し、発注者の確認を受けること。なお、成果物、その他の発注者に提供するデータや記録媒体については、必ずコンピューターウイルス等不正プログラムのチェックを行うこと。

### 3 運営マニュアルの作成

電子ファイル等が納品されたのち、ページの更新や修正は発注者が管理するものとし、受注者は更新や修正を行うための運営マニュアルを作成すること。

### 4 ウェブアクセシビリティの確保

#### (1) ウェブアクセシビリティの対応

サイト作成に当たっては、神奈川県ウェブアクセシビリティ方針([http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/accessibility/accessibility\\_policy.html](http://www.pref.kanagawa.jp/docs/fz7/accessibility/accessibility_policy.html))に則り、JIS X8341-3:2016(高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部:ウェブコンテンツ)(以下、「JIS規格」という。)の達成基準に対応させ、納品前に全ページを対象にJIS規格に基づく試験を実施すること。

なお、試験の対象範囲はJIS規格「JB.1.2 ウェブページ一式単位」「a)すべてのウェブページを選択する場合」とする。



試験の結果、達成基準に不適合となった場合は、速やかに修正するか、代替手段を用意すること。

## (2) JIS 規格に基づく試験結果報告書の提出

JIS 規格に基づく試験結果報告書（達成基準チェックリスト）を提出すること。

## (3) その他

本仕様書に定めのないウェブアクセシビリティに係る事項は、「みんなの公共サイト運用ガイドライン 2016 年版（総務省）」「ウェブアクセシビリティ基盤委員会 JIS X 8341-3:2016 関連文書」「ウェブアクセシビリティ基盤委員会 WCAG 2.0 関連翻訳文書」を参照すること。

## 5 規格等

### (1) 規格

- ア ウェブコンテンツの作成に使用する文字コードは **utf-8** とする。可読性に配慮するとともに、要素名や部品名を付加する際はメンテナンス性を考慮すること。
- イ 依存するウェブコンテンツ技術は、W3C が勧告する **HTML5**、**CSS2** 及び **CSS3** 並びに **JavaScript (ECMAScript)** とすること。
- ウ 前項の技術に対応したブラウザの最新バージョンで正常な表示や操作ができること。
- エ 閲覧者のクライアントパソコン等への特殊なソフトウェアのプラグインインストールを行うことなく閲覧できるようにすること。（PDF 形式を除く。）

### (2) その他留意事項

- ア 電子ファイル及びフォルダの命名に使用できる文字は、小文字の半角英数字並びに半角記号の・（ハイフン）のみとする。
- イ ウェブサイトには、サーバサイドで動的処理を行うプログラムを導入することはできない。
- ウ **.htaccess** 等の設定ファイルはすべて使用できない。
- エ 画像等の **html** ファイルでないファイルの存在は、すべて **html** 内に記述されている必要がある。**CSS**、**JavaScript** のみに記述されているファイルは使用することができない。
- オ アドレスバーやステータスバーを隠さないこと。
- カ ウェブページ閲覧者の行動を捕捉する機能を用いないこと。
- キ **JavaScript** においてフリーのライブラリを利用する場合は、類似案件での利用実績やメンテナンスの状況（開発コミュニティが活発に動いているか）などについて、十分に検討し、その上で発注者と協議すること。
- ク **XMLHttpRequest** 等 API の利用に当たっては、事前に発注者と協議すること。